

平成 24 年度 事 業 報 告

- 1・煎茶道に関する調査・研究
- 2・煎茶道に関する指導者の育成
- 3・煎茶道普及・奨励のための研究会、講演会、茶会、教室等の開設
- 4・煎茶道に関する図書・雑誌等の発行
- 5・会館の設置・運営
- 6・その他目的達成に必要な事業

『1』 煎茶道に関する調査・研究

(1) 調査・研究並びに公表

- ア) 引き続き煎茶道の歴史、煎茶道に関する故事、一週一話、煎茶道の歳時記等について本法人の役員、委嘱者が中心になって資料を収集し原案を作成し、第三者と相談するなど一応の成果はあるものの永続性に鑑み今後引き継いだ。
- イ) テーマは、煎茶(道)の文化伝播の道、茶葉に関する継続的調査であるが、地味な研究・調査対象であるところから資料を分析しつつ、裏付けのために国内外にわたり、資料の収集を中心に行なっている。煎茶道の年表作成に着手した。全日本煎茶道連盟と共に、全国の家元と提携して編集された冊子『煎茶道のすすめ』当流編集のパンフレット『煎茶道の流れ』『中国茶』を随時配布した。特に、インターネットの発達により、成果の公表に実を上げる事ができた。諸役員の海外旅行の際には、各国の資料収集を依頼するなど、器具の開発、喫茶事情など現地における情報収集に実を上げている。

(2) 煎茶道に関する図書、文献、諸用具に関する収集、整理、保存に努める。

- ア) 資料、用具の収集と保存については、A) 図書、B) 文献、C) 煎茶用具、D) 他を目的とし、出版される新旧の図書を着実に収蔵した。全国に散在(大学、図書館、団体、個人)する文献についても各方面に呼びかけ若しくは、インターネットの活用(公表も併せて)、コピーによる収録、買い入れ、寄贈を受けるべく努力を図った。必要なる煎茶用具の収集、提供も確実に進み保全に努めるなど、又引き続き役員、関係者、会員より寄贈を受ける努力を行う。
- イ) 保存の方法としては、いずれも設立時に寄贈された図書、文献、用具(279点)をあわせ台帳に記載、登録(写真=評価鑑定書)を付し、法人の倉庫等に確実に保管した。
- ウ) いずれも随時公開し、貸し付け、提供等については、適切なる処置をとり有償、
無償にて供し着実なる成果(茶会の開催、参考資料として)を上げている。

(3) 煎茶道に関する教材の研究・開発

- ア) 教材の対象は、茶葉として、収集の方法は全国各地に散在する主要産地の協同組合、若しくは東京・静岡・名古屋・京都・大阪・熊本・佐賀の有名店舗他、

関連20余業者、地区か会員より有償、無償にて提供を受けた。

その他継続して会員の求めに応じて番茶、玄米茶、煎茶、玉露等を提供、配布、若しくは関係する松指連各支部に無償で提供した。

- イ) 研究・検討の方法としては、品質、形状、試飲、喫飲等比較・検討し、水色、香味、味覚等を含めて常時研究した。

優秀と認められたものについては、本部より文書、又は各教室にて口答で伝達し、茶会、教室での採用、他普及の為に会員への推薦等を行い実を上げた。

- ウ) 上記の他、普及の努力の必要と認められる場合は紹介、斡旋を行った。

茶会、研究会、講習会等に当財団行為として提供し好評であった。

『2』煎茶道に関する指導者の育成

(1) 研修道場の開設

- ア) 本部の煎茶道教授、若しくは地区教授の推薦する資格者を中心に受け入れた。

カリキュラムは、通常松月流の手法の修得並びに反復、煎茶道、並びにその歴史、陶磁器、漆器等々の知識、茶道の故事、歳時記、一週一話（生活の知恵）一週一問答、煎茶花、茶葉の知識、文献の解説等を中心に研修受講させた。

毎月（2～3回）とし、場所は、東京（30）豊橋（40）岐阜（10）京都（10）北陸（20）の5ヶ所6教場にて法人本部が管理・運営した。

（ ）内は人数。

- イ) 教授するものは、一定の資格を持つ専任講師（理事・評議員他）特別講師（家元宗家構成者他）その他複数の資格経験者の指導体制にて実施した。

(2) 免許状の発行

- ア) 免許状の認定料並びに、取得人数。

| | 識 別 | 24年度 | 23年度 |
|----|---------|------|------|
| 1 | 入門 | 21 | 21 |
| 2 | 初伝 | 11 | 18 |
| 3 | 中伝 | 6 | 10 |
| 4 | 奥伝 | 8 | 20 |
| 5 | 皆伝 | 10 | 13 |
| 6 | 準師範 | 6 | 12 |
| 7 | 献茶草之伝 | 8 | 8 |
| 8 | 茶号 | 10 | 8 |
| 9 | 師範 | 5 | 23 |
| 10 | 看板 | 6 | 6 |
| 11 | 家元準師範 | 2 | 5 |
| 12 | 家元師範 | 1 | 4 |
| 13 | 衣紋認許 | 0 | 1 |
| 14 | 家元総師範 | 0 | 3 |
| 15 | 松月流師範位他 | 0 | 1 |
| 16 | 別科 | 8 | 15 |
| | 合 計 | 102 | 168 |

以上の通りで16種の許状認可と、成果（人数）を上げた。

- イ) 発行の条件は、当法人が定める内規を基準として、所定の手法並びに知識を

習得したと認められる場合これを許可した。減少しつつも実績があった。

- ウ) 発行手続は、以下の通り順調に行われた。(許状許可規定による)
- 1・各会員で希望者が所定の書式に免許料を添えて教授者に依頼する。
 - 2・教授者は松月流指導者連盟事務局へ直接、若しくは郵送にて申請書を提出する。
 - 3・松指連理事長が1ヶ月2回法人本部に許可願いを申請する。
 - 4・法人本部に置いて、並行して松月流宗家に認証許可手続きが取られる。
 - 5・許認可は、本法人並びに家元の責任に置いて執行される。
 - 6・交付は、松指連事務局を経由して教授者に直接、及び間接(郵送)渡される。
 - 7・教授者から申請者に手渡(授与)される。
 - 8・本部の認証式に参加する場合は、教授者立ち会いのもと、直接本人に授与される。
- エ) 許状の認証は、伝統文化の維持・発展及び精神母胎の維持・教化更に当法人の性格上、家元制度を認めた上で、その認証・許可を家元にゆだねた。家元制度上における、むしろ知的財産としての謝金として30%を納めた。
- オ) 松指連総会、当法人全国大会、支部総会、茶会等にて、認証式、伝達式が厳粛のうちに執行され参加した者から感謝された。日・時・場所については、別紙年度行事録を参考。

(3) 松月流指導者連盟に対する協力支援

松月流指導者連盟とは、以下の団体である。

- 組 織 松月流の準師範(指導者)以上によって構成(約480余名)とされる会員の団体で任意の社団形態をとり、教授者、指導者の社会的地位の向上と流儀の発展、自己陶冶に貢献するために組織された団体である。
- 制 度 理事制を採用し総会、理事会等の機関で決定し、また責任役員が執行する。現在、北海道、関東、中部、北陸、関西、中国地方各地区に21支部を維持し、活発に活動を展開している。
- 役 割 事業・行事の執行、許状の取り扱い支部(会員)の管理等を中心に行っている。
- 事務局 豊橋市に中央本部を置き、研修道場を活用して補佐させ事務局業務を行っている。更に、21支部長宅を地方事務局として活用している。本法人は、松月流指導者連盟をパートナーとして位置づけ法人の不足部分を補い、行事の協力、その他重要な役割を負うにかんがみ相互補完の体制でのぞんでいる。従って、物的には役務提供・精神的両面にわたり活動を後援・援助し指導者、教授者の社会的地位の向上と発展を促し、着実な成果を上げている。理事、評議員の個人負担に寄る所が非常に多く各役員に感謝している。

『3』 煎茶道普及・奨励のための研究会、講演会、茶会、教室等の開設

(1) 研究会の開催

- ア) 研究会は、希望者に対して高度の知識を習得せしめるために実費にて実施開催している。対象として、希望する会員を中心として、一般煎茶教室修了者、教授推薦者等が参集して開催される。

その内容は、松月流の高度の手法、四季・歳時にまつわる事、茶礼、故事にちなんだ茶の話題、その他研究の対象となる物をその都度テーマとした。その他松月流指導者連盟本部・支部の主催する研究会に対して随時要請に応じて講師を派遣した。

(2) 講演(習)会の開催

ア) 講演会は、対象として松月流会員、同紹介者、不特定多数の第三者を含めた広範なものとして(50~200名内外)無料で実施した。講師としては、当流家元を始め、当法人専任講師、縁故の学者、文化人、他その道の専門家に依頼した。

内容は、茶の心、煎茶道とは、煎茶道の歴史、東洋、日本の陶磁器、ティーロードについて等々また映画、スライド、ビデオを併用して普及に資するテーマを選択した。回数については、本法人が関与するもの3回、又松月流指導者連盟本部・支部主催の会に協力した。

イ) 講習会については、各地の公益団体、百貨店の文化事業並びに各種文化団体に協力して、規模・内容に応じて一日煎茶教室、短期講習会、講演会での開催に講師を派遣して協力した。

多くの人達に煎茶道への関心を深めさせることが出来た。

開催地としては、当法人の諸役員が東京、豊橋、名古屋、岐阜、京都、大阪、金沢、松江他で幹部役員が実施・実行した。

(3) 茶会の開催等の後援及び応援

主要なものを列記し、他は別紙を参考とする。

ア) 煎茶道(秋季・春季)芸術祭の開催の協力

目的は、松月流煎茶道の一層の普及、向上を目指したもので、茶(番茶・煎茶・玉露・抹茶・花茶他)に基づく全てがそれぞれに合った手法、礼法により総合的な美意識道具組によって盛大に展開され、各席各様の趣向による松月流最大の行事であり実行委員会を組織して実施され、これに後援するなど協力した。

当法人役員、会員、松月流家元宗家、松月流指導者連盟一体となって、公共団体、文化団体の後援も得て実施された。

参加者は、1都1道2府17県より松月流会員、同紹介者並びに招待者を含む参加、協力者があった。

期日・場所・人数は以下の通りである。

○継続秋季第36回松月流煎茶道芸術祭

平成24年9月30日(日)名古屋・上飯田・しら玉 参加者200名

○継続春季第47回松月流煎茶道芸術祭

平成25年3月3日(日)東京・靖国神社 参加者187名

○公益認定移行祝賀会

平成25年1月12日(日)豊橋・ホテルアソシア豊橋 参加者161名

イ) 第48回全国大会・第39回松指連総会開催の協力

全国大会は、法人理事、監事、評議員、松月流指導者連盟役員を中心に、希望する会員を対象として178名の参加者を得て実施した。

その内容は、本法人の目的、方針、重要事項の相談、背景説明、諸役員の紹介、昇級者の認証、表彰式、講演会、茶会等である。

期日 平成24年7月21日(土)・22日(日)

場所 西尾 グリーンホテル三ヶ根にて開催。本部、実行委員会、東三河支部

参加者が当流、当財団の理解を深め、一層の意識向上、団結が増進に資した。

ウ) 高松宮妃癌研究基金奉賛煎茶会の開催並びに協力。

当法人初代理事長(故・渡邊嘉一)が癌研究基金募金の奉仕(ボランティア)茶会を提唱され、選ばれた団体が、高松宮妃癌研究基金財団でありその募金のための奉賛、慈善の会である。以来会を重ねて44回を数える。

平成24年11月3日(土)名古屋熱田神宮にて開催。

参加・協力者は、東京、愛知、岐阜、三重、静岡の各会員、茶道人、並びに一般参加者を含んで225名にのぼり、寄付者は全国に及ぶ。

その結果として、益々この茶会の意義が理解され定着した。

平成24年度の募金額は30万、累積1,200万を越え高松宮妃癌基金財団から感謝され、かつ会員は満足の意を持って答えてくれた。

エ) 平成24年5月19・20日(土・日)第57回全国煎茶道大会が京都 宇治黄檗山万福寺にて開催された。当流は、20日(日)本堂前(北)にて、長野支部、静岡中部支部の協力を得た。

平成24年10月28日(日)第55回全日煎愛知支部大会(名古屋・美術倶楽部)にて開催し429名が参集した)。

(4) 茶教室の開設並びに奨励

ア) 法人本部が直接関与する教室にあつては、希望する者に対して当法人の定める位階に応じた手法並びに知識を伝授した。

間接関与する報道機関の付属施設、デパート(友の会)、各種文化センター、各種学校等の経営母体を中心となっている煎茶教室等々においても希望する者に対して普及活動の一環として受け入れた。

その成果として、会員の増加、茶会、研究会の参加効果的な許状の交付があった。

場所は、関東(4ヶ所)、中部(5ヶ所)、関西(1ヶ所)、北陸(1ヶ所)等々で全国大・小11ヶ所を数え、受講者総数は100名を越える。本法人に依頼する経営者母胎と契約し、経営権を除くゆだねられた管理・運営権を保有し、的確なる講師を派遣し効果的に普及する努力を重ね、会員の養成、指導者の育成を図っている。

講師交通費を除く助成金についてはケース・バイ・ケースであるが高額報酬は期待外として、全て献身と奉仕の賜である。

イ) 本法人が奨励する煎茶教室並びに普及活動への助成

本法人が公認・認定した教授者163名が効果的に自由時間を活用し、教室の開設、若しくは依頼されて第三者に対して有償・無償にて普及活動の一環として実施する煎茶教室である。

公認教授163名が1都、1道、2府、19県(北海道・茨城・千葉・東京・静岡・愛知・岐阜・三重・京都・大阪・石川・島根他)の主要市町村の自宅若しくは、公共施設、文化センター、神社・仏閣、各職域、各学校等々に設置、開設している。

影響力の及ぶ範囲として5,000名に達する。

更に、460名の準師範以上の指導者が特定地域(家庭、職場)にて普及の為の

努力を続けている。

当法人の定める位階に応じた手法（技能）並びに知識を伝授して希望する入門会員に対し免許状を交付した。上級者も同様であった。

尚、詳細については、3 ページ・（2）ア）の表を参考。

本法人は、教授者ならびに各級指導者に対して、その活動を奨励するために、許状取得料より次の基準に従い配分された。

1 級教授者（免許料＝以後省略 5 0 %）

2 級教授者（4 0 %）

3 級教授者（3 0 %）

4 級教授者（2 0 %）

5 級教授者（1 0 %）

更に、自らが養成した教授者との差額分を奨励費として該当金を還付した。

（例＝1 級教授者＝50%が4 級教授者＝20%を養成した場合、その教授者の申請する許状の助成金額 50%と 20% の差額 30%に相当する部分と理解される）各級教授者の受け取る謝金（月謝・講師料・謝礼）については、関与しない。教材の確保等、本法人に置いて紹介、斡旋はするも教授者ならびに指導者であっても受益者の負担とした。

場合によっては、無償若しくは一部有償にて援助した。

『4』煎茶道に関する図書・雑誌等の発行

（1）機関誌（紙）の発行

本法人の事業・行事内容ならびに煎茶道普及に関する全てのことを松指連と提携し、諸事伝言を毎月発行し、それ等を全教授者に配布（3,000 部）した。今後も継続して発行する。

（2）教科書の作成

当流の手引き、手法を中心とした内容で編集・出版の準備を常にしている。

初伝（1）から献茶草之伝（6）を継続配布した。

既刊については、松指連に委託し、各事務局より教授者、各級指導者及び必要とする会員に配布した。

新しい教本（7）は、構想を新たに準備中である。

（3）チラシ・パンフレットの作成

本法人の目的、事業、行事、計画、道場、教室の案内他行事開催案内等記載のチラシなど（3,000 枚）・パンフレット 500 部（5 ページ）など各種旧来作成された物を会員及び第 3 者に対して配布した。会記録 3 冊 1,500 部（15 ページ）を印刷発行した。

（4）視聴覚教材の作成

煎茶道に関するものを中心に、茶会の行事録、煎茶道具、道具飾、一般陶磁器、講義録、手前等他テレビ番組の中より選択して効果的に制作された物の提供を受けた。但し、各行事の需用費に参入したため予算の執行はこれを見なかった。

種類としては、1）写真、2）スライド、3）パネル、4）録画、録音に区別、大別できる。これ以外の教育分野の資するものを保存した。

本法人事務局にて資料として保管し、必要に応じて会員、研究会、講演（習）会、その他利用目的に従い適宜利用し、又貸与した。収集した資料他を活用して、イ

インターネットを活用（2チャンネル）するなど、ホームページを開設し若い会員に視聴覚教育普及の実を上げること努め着実にアクセスする者、併せて年間10,000ヒットアウトを超える成果を上げており引き続き管理、運営してゆく。

『5』煎茶道会館の設置・運営

（1）会館の設置

生活芸術、伝統文化としての煎茶道を更に振興・発展させる為に、理想的には総合的な会館、若しくは研修道場が必要である。

この観点から、会館の取得方法を計画的に調査・検討する必要に鑑み、専門部会が設置され、理事（2）、監事（1）評議員（2）の小委員会（部会）に検討を委託して取得を計るも、継続性の強いところから、効果的な結論を得ないまま新年度に引き継いだ。

本年度家元本部会館を改装し、会員が芸術、伝統文化を学ぶ為の環境を整備した。

『6』その他、目的達成に必要な事業

事業発展のために、各役員、会員、事務局一体となって前進した。

総括として、流内を活性化させ、運営には弾力を持たせることに努め、目的に近づける努力をした。別紙行事に各役員が全面的な協力をした。

各員、自発的任意参加、ボランティア（自発・勤労・感謝と奉仕）精神により、少ない予算のなか、本年も成果を上げることができた。

以 上